山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
やまなしテロワールダイニング開催業務委託
事業者選考審査会設置要綱

（設置）

第１条　やまなしテロワールダイニング開催業務委託の委託先を選定するため、やまなしテロワールダイニング開催業務委託事業者選考審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（選任）

第２条　事務局は、委員を本業務に関し専門的知見を有し、かつ、公正かつ中立な立場で審査を行うことができる者の中から選任するものとする。その際、委員会での審査内容と利害関係のないものから選任することとし、選任した際は、公正な事業者選定を担保するために、当該委員から誓約書（様式 1）を聴取すること。

２　事務局は、参加申込者又は企画提案者が判明した後、審査会開始までに委員と参加申込者又は企画提案者との利害関係の有無について確認を行い、利害関係が認められた場合は、当該委員を審査から除外するものとする。

３　委員は、審査会開始後に参加申込者又は企画提案者との利害関係があることが判明した場合又はそのおそれがある場合は、速やかに委員長及び事務局へ申し出なければならない。

４　委員長は、前項の申出があった場合その他審査の公平性を確保するため必要があると認める場合は、当該委員を当該案件の審査に関与させないことができる。

５　委員は、審査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（組織）

第３条　審査会は、別表に掲げる委員長及び委員計５人をもって組織する。また審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。なお、申込事業者が多数おり、提出書類での審査を実施する場合は観光文化・スポーツ部の職員をもってあて、審査会はプレゼンテーション審査を行うものとする。

（委員長等）

第４条　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、付属機関を代表する。

３　委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の業務）

第５条　審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

２　審査会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

３　審査会の審査基準等は、別に定める。

（会議の非公開）

第６条　審査委員会の会議は、公開しない。

（事務局）

第７条　審査会の事務局を、観光文化・スポーツ部観光振興グループに置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるものの他、審査会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１７日に施行し、委託契約締結の日に効力を失う。

別表（第２条関係）

区　分	氏　名	職　　名
委員	坂本　亜希子	観光文化・スポーツ部　観光振興グループ観光振興監
委員	勝俣　秀文	高度政策推進局　地域ブランドグループ　地域ブランド戦略監
委員	岩崎　真朗	伴走型経営支援研究所所長　中小企業診断士
委員	並木　麻輝子	株式会社オフィス・フェーヴ　代表取締役
委員	渡辺 たま緒	公益財団法人 山梨総合研究所